

旭医大達第110号
令和5年8月1日

旭川医科大学成果有体物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学成果有体物取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学成果有体物取扱規程（令和2年旭医大達第24号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>別記様式第1号（第5条第1項関係）</u> <u>別記様式第2号（第11条関係）</u></p> <p>【改正理由】 成果有体物の授受に係る事務手続きを円滑に行うため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p><u>別記様式第1号（第5条第1項関係）</u> <u>別記様式第2号（第11条関係）</u></p>